23 契　第３３８号
平成23年６月６日

入札参加資格登録業者　各位

会津若松市長　菅家　一郎
（公印省略）

東日本大震災に伴う市発注工事等の前金払の取扱いについて（通知）

このことについて、東日本大震災に伴い、受注者の着工資金の確保、下請け企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施行を目的として、下記のとおり、市発注工事等の前金払の割合の引上げを行うことしたのでお知らせいたします。

記

１　取扱いの内容

（１）工事について

前金払の割合を、請負金額の「10分の４以内」から**「10分の５以内」**とします。

（２）工事関係委託業務について

前金払の割合を、委託金額の「10分の３以内」から**「10分の４以内」**とします。

２　適用時期

平成23年６月６日以後に契約を締結する工事・工事関係委託業務から適用します。

※震災発生後（平成23年３月12日）から平成23年６月５日までの間に契約を締結した工事・工事関係委託業務についても、希望する場合には変更契約を締結して適用可能です。
（保証証書がすでに提出されている場合は保証金額の変更も必要です。）

３　契約書の取扱い

（１）工事について

請負金額500万円以上の契約書において、特約条項として記載します。

【特　約】

この契約の前金払については、約款第34条第１項及び同条第３項中「10分の４」とあるのは「10分の５」と、同条第４項及び同条第５項中「10分の５」とあるのは「10分の６」と読み替えて、この規定を準用する。

（２）工事関係委託業務について

委託金額500万円以上の契約書において、特約条項として記載します。

【特　約】

この契約の前金払については、約款第〇条第１項及び同条第３項中「10分の３」とあるのは「10分の４」と、同条第４項及び同条第５項中「10分の４」とあるのは「10分の５」と読み替えて、この規定を準用する。

※約款第〇条：	会津若松市建築設計業務委託契約約款	（著作権を共有）	第34条
	会津若松市建築設計業務委託契約約款	（著作権を甲に譲渡）	第33条
	会津若松市測量業務委託契約約款		第29条
	会津若松市調査業務委託契約約款		第31条
	会津若松市土木設計業務委託契約約款		第30条

事務担当：入札契約グループ
電話　0242-39-1217